

## 福岡県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に

### 関する条例

#### (趣旨)

第一条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。）第十三条第一項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準（以下「設備運営基準」という。）について定めるものとする。

#### (定義)

第二条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

#### (設備運営基準の目的)

第三条 設備運営基準は、幼保連携型認定こども園の園児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

#### (設備運営基準の向上)

第四条 知事は、福岡県子ども・子育て会議条例（平成二十五年福岡県条例第三十九号）第一条により設置された福岡県子ども・子育て会議の意見を聴き、幼保連携型認定こども園に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

#### (学級の編制の基準)

第五条 満三歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

2 一学級の園児数は、三十五人以下を原則とする。

3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。

(職員の数等)

第六条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を一人以上置かなければならない。

2 特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の三分の一の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。

3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時二人を下ってはならない。

園児の区分	員数
一 満四歳以上の園児	三〇人につき一人
二 満三歳以上満四歳未満の園児	二〇人につき一人
三 満一歳以上満三歳未満の園児	六人につき一人
四 満一歳未満の園児	三人につき一人
備考 一 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下この号において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和二十二年	

法律第六十四号)第十八条の十八第一項の登録(以下この号において「登録」という。)を受けたものに限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。

二 この表に定める員数は、同表の上欄の園児の区分ごとに下欄の園児数に応じ定める数を合算した数とする。

三 この表の第一号及び第二号に係る員数が学級数を下るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。

四 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を一人増加するものとする。

4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。

ただし、第十五条第一項において読み替えて準用する福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成二十四年福岡県条例第五十六号。以下「児童福祉施設基準条例」という。)第四十五条(後段を除く。第八条第三項において同じ。)の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあつては、調理員を置かないことができる。

5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならぬ。

一 副園長又は教頭

二 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭

三 事務職員

6 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は

、当該幼保連携型認定こども園の職員の一部を他の学校又は社会福祉施設の職員に兼ねることができる。ただし、園児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(園舎及び園庭)

第七条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。

2 園舎は、二階建以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、三階建以上とすることができる。

3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室及び便所（以下この項及び次項並びに次条第八項において「保育室等」という。）は一階に設けるものとする。ただし、園舎が第十五条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第四十四条第七号イ、ロ及びへに掲げる要件を満たすときは保育室等を二階に、前項ただし書の規定により園舎を三階建以上とする場合であつて、第十五条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第四十四条第七号ロからチまでに掲げる要件を満たすときは、保育室等を三階以上の階に設けることができる。

4 前項ただし書の場合において、三階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満三歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならぬ。

5 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。

6 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

一 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学級数	面積
一学級	一八〇平方メートル
二学級以上	一〇〇平方メートルに学級数から二を減じて得た数を乗じて得た面積に三二〇平方メートルを加えて得た面積

二 満三歳未満の園児数に応じ、次条第六項の規定により算定した面積

7 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

- 一 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積
  - イ 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学級数	面積
二学級以下	三〇平方メートルに学級数から一を減じて得た数を乗じて得た面積に三三〇平方メートルを加えて得た面積
三学級以上	八〇平方メートルに学級数から三を減じて得た数を乗じて得た面積に四〇〇平方メートルを加えて得た面積

- ロ 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積
- 二 三・三平方メートルに満二歳以上満三歳未満の園児数を乗じて得た面積

(園舎に備えるべき設備)

第八条 園舎には、次に掲げる設備(第二号に掲げる設備については、満二歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。)を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保

育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

- 一 職員室
  - 二 乳児室又はほふく室
  - 三 保育室
  - 四 遊戯室
  - 五 保健室
  - 六 調理室
  - 七 便所
  - 八 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備
- 2 保育室（満三歳以上の園児に係るものに限る。）の数は、学級数を下ってはならない。
- 3 満三歳以上の園児に対する食事の提供について、第十五条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第四十五条に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあっては、第一項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。
- 4 園児に対する食事の提供について、幼保連携型認定こども園内で調理する方法により行う園児数が二十人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、第一項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供につい

て当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

5 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。

6 次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。

一 乳児室又はほふく室 三・三平方メートルに満二歳未満の園児数に乗じて得た面積

二 保育室又は遊戯室 一・九八平方メートルに満二歳以上の園児数に乗じて得た面積

7 第一項に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。

一 放送聴取設備

二 映写設備

三 水遊び場

四 園児清浄用設備

五 図書室

六 会議室

8 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部を他の学校、社会福祉施設等の設備に兼ねることができる。ただし、保育室等については、この限りでない。

(園具及び教具)

第九条 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具

及び教具を備えなければならない。

2 前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(教育及び保育を行う期間及び時間)

第十条 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、三十九週を下ってはならないこと。

二 教育に係る標準的な一日当たりの時間（次号において「教育時間」という。）は、四時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。

三 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間（満三歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。）は一日につき八時間を、開所時間は一日につき十一時間を原則とすること。

2 前項第三号の時間については、その地方における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。

(子育て支援事業の内容)

第十一条 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うも



のとする。その際、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めるものとする。

2 幼保連携型認定こども園は、子育て支援事業の種類、回数等実施内容の決定又は変更に当たっては、市町村の意見を聴かなければならない。

(揭示)

第十二条 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を揭示しなければならない。

(学校教育法施行規則の準用)

第十三条 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第五十四条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条中「児童が」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児(以下この条において「園児」という。)」が」と、「児童の」とあるのは「園児の」と読み替えるものとする。

(幼稚園設置基準の準用)

第十四条 幼稚園設置基準(昭和三十一年文部省令第三十二号)第七条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、「幼稚園」とあるのは「幼保連携型認定こども園」と読み替えるほか、同条第一項中「幼児の教育上」とあるのは「その運営上」と、同条第二項中「施設及び設備」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。

(児童福祉施設基準条例の準用)

第十五条 児童福祉施設基準条例第四条、第五条第一項、第二項及び

第四項、第六条、第八条、第十条から第十二条まで、第十四条（第四項ただし書を除く。）、第十九条から第二十条の二まで、第四十条第七号、第四十五条（後段を除く。）、第四十九条並びに第五十条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、「児童福祉施設」とあり、及び「保育所」とあるのは「幼保連携型認定こども園」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる児童福祉施設基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える児童福祉施設基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四条の見出し及び同条第二項	最低基準	設備運営基準
第四条第一項	最低基準	福岡県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例で定める基準（以下この条において「設備運営基準」という。）
第五条第一項	入所している者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「就学前保育等推進法」という。）第十四条第六項に規定する園児（以下「園児」という。）
第五条第二項及び第	児童の	園児の

<p>第十四条第五項</p>		
<p>第五条第四項及び第八 八条第一項</p>	<p>法</p>	<p>就学前保育等推進法</p>
<p>第十条の見出し</p>	<p>入所した者</p>	<p>園児</p>
<p>第十条、第十一条並 びに第十四条第二項 及び第三項</p>	<p>入所してい る者</p>	<p>園児</p>
<p>第十条</p>	<p>又は入所</p>	<p>又は入園</p>
<p>第十二条</p>	<p>児童福祉施 設の長</p>	<p>就学前保育等推進法第十四 条第一項に規定する園長（ 以下「園長」という。）</p>
<p>入所中の児 童等（法第 三十三條の 七に規定す る児童等を いう。以下 この条にお いて同じ。 ）に対し法 第四十七條 第一項本文 の規定によ り親権を行 う場合であ</p>	<p>法第四十七條</p>	

<p>第十四条第一項</p>	<p>児童福祉施設（助産施設を除く。以下この項において同じ。）</p>	<p>その児童等 同条 って懲戒するとき又は</p>
<p>第十九条</p>	<p>利用者</p>	<p>園児</p>
<p>第二十条第一項</p>	<p>援助</p>	<p>教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）並びに子育ての支援</p>
<p>第二十条第二項</p>	<p>入所している者</p>	<p>園児</p>
<p>児童福祉施設</p>	<p>社会福祉施設</p>	<p>学校、社会福祉施設等</p>
<p>第九条</p>	<p>入所している者</p>	<p>福岡県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第八条第八項</p>
<p>保育を必要とする子どもに該当する園児</p>	<p>幼保連携型認定こども園</p>	<p>園児</p>

	<p>第二十条第三項</p>	<p>第二十条の二第二項</p>	<p>第四十四条第七号</p>	<p>第四十四条第七号イ</p>
<p>設（助産施設、児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。）</p>	<p>援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施に係る</p>	<p>児童福祉施設の長</p>	<p>又は遊戯室</p>	<p>耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）</p>
	<p>教育及び保育並びに子育ての支援について、</p>	<p>園長</p>	<p>、遊戯室又は便所</p>	<p>耐火建築物</p>

						第四十四条第七号ロ	備	施設又は設 備	設備
						第四十四条第七号ハ	備	施設及び設 備	設備
						第四十四条第七号へ	乳幼児	乳幼児	園児
						第四十五条	第十四条第 一項	福岡県幼保連携型認定こど も園の設備及び運営の基 準 に関する条例第十五条第一 項において読み替えて準用 する第十四条第一項	園児
第四十九条	保育所の長	園長	園児	園児	乳幼児	幼児	保育所の長	園児	園児
	入所してい る乳幼児	園児	園児	園児	保育	保育	教育及び保育	教育及び保育	教育及び保育

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下「一部改正法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置）

第二条 施行日から起算して五年間は、第六条第三項の規定にかかわ

らず、みなし幼保連携型認定こども園（一部改正法附則第三条第一項の規定により法第十七条第一項の設置の認可があったものとみなされた旧幼保連携型認定こども園（一部改正法による改正前の法第七条第一項に規定する認定こども園である法第三条第三項に規定する幼保連携施設（幼稚園及び保育所で構成されるものに限る。）をいう。）をいう。以下この条において同じ。）の職員配置については、なお従前の例によることができる。

2 みなし幼保連携型認定こども園の設備については、第七条から第九条までの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

（幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例）

第三条 施行日から起算して五年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第六条第三項の規定の適用については、同項の表備考第一号中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができ。

（幼保連携型認定こども園の設置に係る特例）

第四条 施行日の前日において現に幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この条において同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第七条第三項及び第七項並びに第八条第六項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定		第七項 第七條						
読み替えられる字句	第十五条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第四十条第七号イ、ロ及びへに掲げる要件を満たす	<p>一 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積</p> <p>イ 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積</p> <table border="1" data-bbox="264 491 871 855"> <tr> <th data-bbox="777 491 871 663">学級数</th> <th data-bbox="777 663 871 855">面積</th> </tr> <tr> <td data-bbox="651 491 777 663">二学級以下</td> <td data-bbox="651 663 777 855">三〇平方メートル</td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 491 651 663"></td> <td data-bbox="264 663 651 855">に学級数から一を減じて得た数を乗じて得た面積に三〇平方</td> </tr> </table>	学級数	面積	二学級以下	三〇平方メートル		に学級数から一を減じて得た数を乗じて得た面積に三〇平方
学級数	面積							
二学級以下	三〇平方メートル							
	に学級数から一を減じて得た数を乗じて得た面積に三〇平方							
読み替える字句	耐火建築物で、保育室等その他園児が出入し、又は通行する場所に、園児の転落事故を防止する設備が設けられ、かつ、園児の待避上必要な設備を備える	<p>一 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積</p> <table border="1" data-bbox="264 965 871 1329"> <tr> <th data-bbox="777 965 871 1137">学級数</th> <th data-bbox="777 1137 871 1329">面積</th> </tr> <tr> <td data-bbox="651 965 777 1137">二学級以下</td> <td data-bbox="651 1137 777 1329">三〇平方メートル</td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 965 651 1137"></td> <td data-bbox="264 1137 651 1329">に学級数から一を減じて得た数を乗じて得た面積に三〇平方</td> </tr> </table>	学級数	面積	二学級以下	三〇平方メートル		に学級数から一を減じて得た数を乗じて得た面積に三〇平方
学級数	面積							
二学級以下	三〇平方メートル							
	に学級数から一を減じて得た数を乗じて得た面積に三〇平方							



	<p>第八條 第六項</p>				
<p>ロ 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>	<p>一 乳児室又はほふく室 三・三平方メートルに満二歳未満の園児数を乗じて得た面積</p> <p>二 保育室又は遊戯室 一・九八平方メートル</p>				
<p>三学級以上</p> <table border="1" data-bbox="1120 470 2004 829"> <tr> <td data-bbox="1814 470 2004 638"></td> <td data-bbox="1814 638 2004 829"> <p>メートルを加えて得た面積</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1120 470 1814 638"> <p>八〇平方メートルに学級数から三を減じて得た数を乗じて得た面積に四〇〇平方メートルを加えて得た面積</p> </td> <td data-bbox="1120 638 1814 829"></td> </tr> </table>		<p>メートルを加えて得た面積</p>	<p>八〇平方メートルに学級数から三を減じて得た数を乗じて得た面積に四〇〇平方メートルを加えて得た面積</p>		<p>一 乳児室又はほふく室 三・三平方メートルに満二歳未満の園児数を乗じて得た面積</p> <p>二 保育室又は遊戯室 一・九八平方メートルに満</p>
	<p>メートルを加えて得た面積</p>				
<p>八〇平方メートルに学級数から三を減じて得た数を乗じて得た面積に四〇〇平方メートルを加えて得た面積</p>					

	に満二歳以上の園児数を乗じて得た面積
	二歳以上満三歳未満の園児数を乗じて得た面積

2 施行日の前日において現に保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この条において同じ。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼児連携型認定こども園を設置する場合における当該幼児連携型認定こども園に係る第七条第三項、第六項及び第七項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句				
第七条第三項	第十五条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例	児童福祉施設基準条例				
第七条第六項	一 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積	一 満三歳以上の園児数に 応じ、次条第六項の規定により算定した面積				
	<table border="1"> <tr> <td>学級数</td> <td>面積</td> </tr> <tr> <td>一学級</td> <td>一八〇平方メートル</td> </tr> </table>	学級数	面積	一学級	一八〇平方メートル	
学級数	面積					
一学級	一八〇平方メートル					

第七條  
第七項

二學級 以下	一〇〇平 方メート ルに學級 數から二 を減じて 得た數を 乘じて得 た面積に 三二〇平 方メート ルを加え て得た面 積
-----------	---

一 次に掲げる面積のうち  
いずれか大きい面積  
イ 次の表の上欄に掲  
げる學級數に應じ、

それぞれ同表の下欄  
に定める面積

二學級 以下	三〇平方 メートル に學級數 から一を
學級數	面積

一 三・三平方メートルに  
滿三歳以上の園児數を乗  
じて得た面積

施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="407 411 750 885" rowspan="2">                     ロ 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積                 </td> <td data-bbox="750 411 1473 673"></td> <td data-bbox="1473 411 1991 673"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="750 673 1473 885">                     三学級以上                      八〇平方メートルに学級数から三を減じて得た数を乗じて得た面積に四〇平方メートルを加えて得た面積                 </td> <td data-bbox="1473 673 1991 885">                     減じて得た数を乗じて得た面積に三〇平方メートルを加えて得た面積                 </td> </tr> </table>	ロ 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積			三学級以上 八〇平方メートルに学級数から三を減じて得た数を乗じて得た面積に四〇平方メートルを加えて得た面積	減じて得た数を乗じて得た面積に三〇平方メートルを加えて得た面積
ロ 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積						
	三学級以上 八〇平方メートルに学級数から三を減じて得た数を乗じて得た面積に四〇平方メートルを加えて得た面積	減じて得た数を乗じて得た面積に三〇平方メートルを加えて得た面積				

、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であつて、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭（第七条第七項第一号の面積以上の面積のものに限る。）を設けるものは、当分の間、同条第五項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満三歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。

- 一 園児が安全に移動できる場所であること。
- 二 園児が安全に利用できる場所であること。
- 三 園児が日常的に利用できる場所であること。
- 四 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

（福岡県認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正）

第五条 福岡県認定こども園の認定要件に関する条例（平成十八年福岡県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「法律第七十七号」の下に「。以下「法」という。」を加え、「認定こども園」を「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下「認定こども園」という。）」に改める。

第二条第一号を削り、同条第二号イ中「児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する幼児」を「保育を必要とする子ども（法第二条第十項に規定する保育を必要とする子ども。以下同じ。）」に、「保育を行う」を「教育を行う」に改め、同号口中「認可外保育施設（児童福祉法第五十九条第一項に規

定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものをいう」を「保育機能施設（法第二条第四項に規定する保育機能施設）に改め、同号ロ(1)及び(2)中「認可外保育施設」を「保育機能施設」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号中「児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児」を「保育を必要とする子ども」に、「当該幼児」を「当該保育を必要とする子ども」に、「同法」を「児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）」に、「実施」を「利用」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児」を「保育を必要とする子ども」に、「当該幼児」を「当該保育を必要とする子ども」に、「認可外保育施設」を「保育機能施設」に改め、同号を同条第三号とする。

第五条第一項第一号中「幼保連携型認定こども園及び」を削り、「第二条第二号ロ」を「第二条第一号ロ」に改め、同項第三号中「満二歳に満たない」を「満二歳未満の」に改め、同条第二項中「幼保連携型認定こども園」を削り、同条に次の一項を加える。

4 幼稚園型認定こども園の子どもに対する食事の提供について、当該幼稚園型認定こども園内で調理する方法により行う子どもの数が二十人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼稚園型認定こども園は、第一項第二号の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼稚園型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

第六条中「要件は」の下に「、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（法第十条第一項の規定により幼保連携型認定こども園の教

育課程その他の教育及び保育の内容に関して主務大臣が定めるものをいう。)を踏まえるとともに」を加え、「基づくとともに」を「基づかなければならない。また」に改める。

第八条第一号中「すべて」を「全て」に改め、同条第二号中「保育に欠ける子どもに対する保育時間」を「保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間」に改め、同条第三号中「保育に欠ける子どもに対する保育」を「保育を必要とする子どもに対する教育及び保育」に改める。

第九条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

(暴力団関係者の排除)

第九条 認定子ども園は、その運営について、暴力団関係者の支配を受けてはならない。

2 認定子ども園の長は、暴力団関係者であってはならない。

3 前二項の「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。次号において「暴力団対策法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号及び次号において単に「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

二 暴力団対策法第二条第二号に規定する暴力団又は暴力団員がその事業活動を支配する者

三 福岡県暴力団排除条例(平成二十一年福岡県条例第五十九号)

第十五条第二項、第十七条の三、第十九条第二項又は第二十条第二項の規定に違反した者で、同条例第二十三条第一項の規定により、同条例第二十二条の勧告に従わなかった旨を公表された日か

ら起算して二年を経過しないもの

四 福岡県暴力団排除条例第二十五条第一項第三号の規定により懲役又は罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しないもの

五 法人でその役員のうち、第一号、第三号又は前号のいずれかに該当する者があるもの